

○ 社会福祉法人広島県福祉事業団定款

(昭和39年4月30日制定)

沿 革	1	昭和40年	3月4日	改正
	2	昭和41年	3月28日	改正
	3	昭和42年	3月17日	改正
	4	昭和43年	3月22日	改正
	5	昭和44年	3月25日	改正
	6	昭和53年	3月28日	改正
	7	昭和54年	3月25日	改正
	8	昭和56年	3月30日	改正
	9	昭和57年	3月30日	改正
	10	昭和58年	3月23日	改正
	11	昭和59年	3月27日	改正
	12	昭和61年	3月24日	改正
	13	平成元年	3月23日	改正
	14	平成2年	3月26日	改正
	15	平成2年	5月24日	改正
	16	平成4年	3月30日	改正
	17	平成6年	3月25日	改正
	18	平成8年	3月25日	改正
	19	平成10年	3月20日	改正
	20	平成11年	3月23日	改正
	21	平成11年	5月28日	改正
	22	平成12年	3月27日	改正
	23	平成15年	3月25日	改正
	24	平成16年	3月26日	改正
	25	平成18年	3月24日	改正
	26	平成18年	8月23日	改正
	27	平成19年	3月22日	改正
	28	平成20年	3月24日	改正
	29	平成21年	3月23日	改正
	30	平成23年	3月23日	改正
	31	平成24年	3月23日	改正
	32	平成26年	12月24日	改正
	33	平成28年	12月22日	改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫し、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、かつ、その有する能力に応じて、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することにより、広く広島県民の福祉の向上と増進に寄与することを目的として、広島県が設置する社会福祉施設等において、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- ア 医療型障害児入所施設広島県立障害者リハビリテーションセンター若草園の経営
- イ 医療型障害児入所施設広島県立障害者リハビリテーションセンター若草療育園の経営
- ウ 障害者支援施設広島県立障害者リハビリテーションセンターあけぼのの経営
- エ 医療型障害児入所施設広島県立福山若草園福山若草療育園の経営
- オ 障害者支援施設広島県立障害者療育支援センター松陽寮の経営
- カ 医療型障害児入所施設広島県立障害者療育支援センターわかば療育園の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- ア 医療型児童発達支援センター広島県立障害者リハビリテーションセンター若草園の経営
- イ 身体障害者福祉センター広島県立障害者リハビリテーションセンタースポーツ交流センターの経営
- ウ 医療型児童発達支援センター広島県立福山若草園福山若草育成園の経営
- エ 障害児通所支援事業の経営
- オ 障害福祉サービス事業の経営
- カ 障害児相談支援事業の経営
- キ 一般相談支援事業の経営
- ク 特定相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人広島県福祉事業団という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、ふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、広島県東広島市西条町田口295番3に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、法人職員1名、外部委員1名の合計3名で構成し、委員は理事会において選任する。
- 3 評議員選任・解任委員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。
- 5 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を、評議員選任・解任委員会委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の全員が出席し、その全員の同意をもって行う。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、1人あたりの各年度の総額が39,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会に議長を置き、議長は出席した評議員のうちからその都度選出する。

- 2 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事及び監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 法人の解散その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 2 項の決議を行わなければならない。

- 5 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について、議決に加わることができる者に限る。）の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 4 章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 9 名以内
- (2) 監事 2 名

- 2 理事のうち、1 名を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうちから、社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事として、副理事長 1 名及び常務理事 1 名を置くことができる。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 16 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び法人職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 19 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び法人職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が、書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が、電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 20 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によっ

て解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事全員の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の経営する施設の長ほかの重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が別に定めるものについては、理事長が専決し、必要に応じてこれを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 法人運営に必要な規程の制定

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会に議長を置き、議長は理事長が行う。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、他の理事がこれに当たる。

2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 3 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について、議決に加わることができる者に限る。）の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 28 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長及び監事が、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

（資産の区分）

第 29 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、公益事業用財産及びその他財産の 3 種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

現 金 10,000,000 円

- 3 公益事業用財産は、第 37 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 4 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第 30 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、広島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、広島県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して、基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して、基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 31 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 32 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 33 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類
(会計年度)

第 34 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 35 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 36 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 37 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 広島県立障害者リハビリテーションセンター医療センターの経営
- (2) 広島県立障害者リハビリテーションセンター高次脳機能センターの経営
- (3) 地域生活支援事業
- (4) 看護師奨学資金貸付事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、広島県又は社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、広島県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人広島県福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則（昭和39年4月30日厚生大臣認可）

- 1 この定款は、厚生大臣の設立認可のあった日から施行する。
2 この法人の設立当初の役員は、つぎのとおりとする。

理 事 長	永 野 巖 雄
常務理事	森 田 正
理 事	徳 義 三 男
〃	萩 原 幸 雄
〃	滝 口 認 郎
〃	桧 山 袖 四 郎
〃	大 山 広 司
〃	浜 井 信 三
〃	山 口 精 一
〃	向 井 佐 歳
〃	山 本 正 房

〃	伊 藤 信 之
〃	皆 川 尚 常
〃	津 恵 君 江
監 事	平 原 利 幸
〃	桑 原 光 徳

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、この定款の施行の日から昭和41年3月31日までとする。

4 この法人の第1会計年度は、第17条の規定にかかわらず、この定款の施行の日から昭和40年3月31日までとする。

附 則（昭和40年3月30日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の変更の認可があった日から施行する。

附 則（昭和41年10月31日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の変更の認可があった日から施行する。

附 則（昭和42年5月19日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の変更の認可があった日から施行する。

附 則（昭和43年3月29日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の変更の認可があった日から施行する。

附 則（昭和44年6月1日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の変更の認可があった日から施行する。

附 則（昭和57年2月23日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の変更の認可があった日から施行する。

附 則（昭和58年3月10日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の変更の認可があった日から施行する。

附 則（昭和59年4月6日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の変更の認可があった日から施行する。

附 則（昭和60年2月7日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の変更の認可があった日から施行する。

附 則（昭和61年6月20日厚生大臣認可）

この定款の変更は、厚生大臣の変更の認可があった日から施行する。

附 則（平成元年5月22日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成2年5月8日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、平成2年6月25日から施行する。

附 則（平成4年6月4日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成6年5月16日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成8年8月1日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成10年7月22日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成11年4月1日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年7月15日から施行する。

附 則（平成12年4月1日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成15年4月1日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成16年4月1日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成18年4月1日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成18年9月1日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成19年4月1日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成20年6月26日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成21年4月28日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成23年4月27日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成24年4月1日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成27年2月16日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成29年1月24日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の認可の日（平成29年1月24日）にかかわらず、社会福祉法附則第7条第2項の規定により、平成29年4月1日から施行する。